

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○建設業許可の取消し (事業管理課) 一

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 二

○土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 二

公 告 (都市計画課) 二

○山元都市計画区域の変更に係る公聴会の開催

教育委員会 三

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会 三

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 三

告 示

○宮城県告示第九百四号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十年九月九日

平成二十年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十年九月五日

一 商号又は名称等

小平組 義巳	有限会社渋谷組 渋谷 勝義	株式会社石黒建築工房 石黒 大	株式会社リバイブ 加藤 明	山真 貞夫	有限会社マルケイ 住建 勝雄	豊産建設株式会社 佐藤 則雄	株式会社寺島造 寺島 健一	高辰土建株式会社 齋藤 久光	商号又は名称及び代表者の氏名
仙台市宮城野区岡田字上岡田六十八	巨理郡山元町山寺字西牛橋四十・百三十一	仙台市泉区松森字中道九十五・一	仙台市宮城野区中野字駈上二十四	石巻市旭町六・二十三	石巻市中屋敷一丁目十・十	仙台市泉区向陽台四丁目二十三・二	仙台市泉区上谷刈三丁目十一・十二	栗原市一迫真坂字町東百九十一・一	主たる営業所の所在地
般・十七 第一万七千四 百六十八号	般・十六 第一万七千三 百四十号	般・十六 第一万七千二 百八号	般・二十 第一万六千九 百二十九号	般・十五 第一万五千三 百五十九号	般・十八 第一万二千三 百八十五号	般・特・十七 第九千九百十 一号	般・十六 第六千二百四 十号	般・特・十八 第八百三十七 号	許可番号
全部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが 工事	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業	全部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが 内装仕上工事業	全部廃業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが 内装仕上工事業	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	全部廃業 一般建設業 管工事業	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類
平成二十年 八月十一日	平成二十年 八月十一日	平成二十年 八月八日	平成二十年 八月四日	平成二十年 八月十一日	平成二十年 八月八日	平成二十年 八月四日	平成二十年 八月八日	平成二十年 八月八日	受付年月日

有限会社三友ワ イクス 高橋 佐幸	黒川郡富谷町ひより台 一丁目十九・六	般・十八 第一万七千七 百九十五号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工業業	平成二十年 八月十二日
-------------------------	-----------------------	-------------------------	--------------------------	----------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百五号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表株式会社社内銀行の項中

「 ジャスコ多 賀城支店 明石台支店	多賀城市町前四丁目一番一号	県庁支店	を
「 ジャスコ多 賀城支店 明石台支店	黒川郡富谷町明石台六丁目三番六	県庁支店	
「 ジャスコ多 賀城支店 明石台支店	多賀城市町前四丁目一番一号	県庁支店	に改める。
「 ジャスコ多 賀城支店 明石台支店	宮城郡利府町利府字新屋田前二十二番地	県庁支店	
「 明石台支店	黒川郡富谷町明石台六丁目三番六	県庁支店	

附 則

この告示は、平成二十年九月二十七日から施行する。

○宮城県告示第九百六号

巨理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十年九月二日認可した。

平成二十年九月九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第二項の規定により、山元都市計画区域の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十年九月二十五日（木）午後七時から	巨理郡山元町浅生原字作田山三十二番地 山元町役場 三階正庁

二 件名

山元都市計画区域の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、山元町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十年九月十八日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき及び意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは、公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは、当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

五 山元都市計画区域の変更（素案）の概要

山元都市計画区域について、現在都市計画区域外となっている地域四百三十五ヘクタールを都市計画区域に編入し、山元町の行政区域全部を都市計画区域とするものである。

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四）又は山元町まじくり整備課（電話〇二二三・三七七五一一）に行ってください。

教育委員会

〇宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十年九月九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一日 時 平成二十年九月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

- 1 第三〇回宮城県議会議案に対する意見について
- 2 教育功績者表彰について

四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六二一）

選挙管理委員会

〇宮選管告示第八十五号

平成二十年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及

び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年九月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二二五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八四、三七二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七四、七五六	岩 沼 選 挙 区	一一、七七七
宮 城 野 選 挙 区	四九、三四一	登 米 選 挙 区	二四、一九一
若 林 選 挙 区	三四、六五〇	栗 原 選 挙 区	一一、一九〇
太 白 選 挙 区	五九、〇八七	東 松 島 選 挙 区	一一、六六二
泉 選 挙 区	五五、九三〇	大 崎 選 挙 区	三七、二三〇
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四八、四四〇	柴 田 選 挙 区	一一、二〇三
塩 釜 選 挙 区	一六、二四二	亘 理 選 挙 区	一四、五四八
気 仙 沼 選 挙 区	一八、〇〇七	宮 城 選 挙 区	一三、〇二五
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一四、九二二	黒 川 選 挙 区	一一、九七二
名 取 選 挙 区	一八、三八八	加 美 選 挙 区	九、五三〇
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一三、六一六	遠 田 選 挙 区	一一、三一八
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二二、三一	本 吉 選 挙 区	八、〇九四

〇宮選管告示第八十六号

平成二十年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十年九月九日

三八四、三七二

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一